

## 議第 9 号

高島市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

---

### 高島市介護保険条例の一部を改正する条例

高島市介護保険条例（平成 17 年高島市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「得た額」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に改め、「この項において」を削り、同項第 8 号ア中「200 万円未満」を「210 万円未満」に改め、同項第 9 号ア中「300 万円未満」を「320 万円未満」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

付則第 4 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

付則に次の 3 項を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

6 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年度の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得または同法第 35 条第 1 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 11 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号アおよび第 11 号に係る部分に限る。）

の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 7 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第4項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高島市介護保険条例第11条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。